

質問回答

2016年8月26日

「案件名：タンザニア国ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト」

(広告日：2016年8月17日／公示番号：160572))について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P13 4. 実施方針 及び留意事項 (1) マスタープランの改訂 1) 前 M/P 結果の活用	「前 M/P の結果及び前 M/P で収集した情報につき、本プロジェクトにて活用可能な部分及び見直しが必要な部分を整理する。」とありますが、前 M/P で収集した情報は、業務開始時に一式貴機構より提供されるという理解でよいでしょうか。特に、交通需要予測に用いたデータ(OD 表、ネットワーク等)の提供は、指示書の調査内容を満たすために貴機構からの提供が必須と考えております。	前 M/P の結果とは、前 M/P の最終報告書とご理解ください。 業務開始時には、前 M/P で収集した「交通調査データ、OD 表、交通ゾーンの GIS データ」を提供予定です。
2	業務指示書 P12(5) および P17(12)	本プロジェクトは WB との連携事業であり、機構は世界銀行の OD 表を活用し都市マスタープランを作成することが期待されているとあります。 この連携の内容、世界銀行の OD データ(調査)の内容(調査対象・規模、データフォーマット等)及び受け取り時期をご教示ください。 また、仮に本調査期間内のしかるべきタイミングでこの世界銀行 OD データが受領できない場合、WB と貴機構との連携事業はどのように取り扱われるでしょうか？	WB のプロジェクトについては詳細確認中ですが、WBからの適時の情報受け渡しがなされるかは確実視できない状況です。そのため、プロポーザルでは、WB からのデータ提供を想定せず、交通マスタープランに必要な業務を提案してください。 然るべきタイミングで OD データを受領できない場合においても、WB から提供があった場合は、別途 JICA の OD データとの比較検討を行う予定です。この検討のため、コンサルタントには業務途中であってもデータ提供を依頼することがありま

			<p>す。</p> <p>なお、実際にWB から OD データの提供があった場合には、同データの取り扱いについては、発注者・受注者で協議することとします。</p>
3	業務指示書 P16(10) および P21(12)	<p>P16(10)、P21(12)で、最終化に至っていない土地省の都市 MP が 2016 年 7 月末に開始されたとの記述があります。2016 年 8 月末現在で、コンサルタントはこの業務が再開されたことを確認していませんが、貴機構の最新情報ではいかがでしょうか？</p> <p>上記を踏まえて、本調査では交通ゾーンごとの独自の (JICA 調査としてのものと解釈します) 現況 / 将来土地利用を作成することを想定していると記載されています。その一方で、土地省が策定する都市 MP との整合性が求められています。都市 MP 改定作業が本調査期間中のしかるべきタイミング (交通モデルをアップデートする前) で終了し、かつ承認され、その土地利用データが交通ゾーンデータとして利用できることが確認されておられません。</p> <p>仮に、JICA 調査として現況および将来土地利用を作成するとなれば、それは交通計画に必要なレベルで将来土地利用計画を策定 (ただし、土地省作成のものではないので承認されていないもの) することとなります。そのような仮説に基づいた交通 MP を策定すると理解してよいでしょうか？ま</p>	<p>土地省から JICA に対し都市 MP の作業を開始したという連絡が入っております。しかしそれ以上の情報は入手できておりません。引き続き情報収集を続けておりますので、新たな情報があれば契約交渉時にお伝えいたします。</p> <p>都市 MP の終了のタイミングは不明ですので、プロポーザルでは、土地省の都市 MP がないものと仮定して、「交通 MP 策定に必要な業務」を提案してください。</p> <p>なお、提示した MM の目安は、本調査の中で都市交通 MP 策定に必要な現況及び将来土地利用を作成することを前提としたものを示しています。</p> <p>また、業務開始後に土地省の都市 MP の作業の一部を JICA が実施することは想定しておりません。つまり、現況及び土地利用計画についても、フルスケールで作成することは想定しておりません。あくまで、相互に情報共有をし、整合性を持った形で業務を進めることが基本です。</p>

		<p>た、その場合、SEA の手続きに関しても相当の影響がでることが懸念されます。</p> <p>あるいは、土地省の行う都市 MP 策定作業に積極的に関与するべく、現況土地利用調査、将来土地利用計画調査をフルスケールで行うことを想定すべきでしょうか？その場合、本調査の実実施スケジュールは大きく見直さねばならないと考えますが、提案書を作成するにあたり貴機構の方針を再度伺いたく存じます。</p>	
4	業務指示書 P27 6. 成果品等	<p>6)ファイナルレポートは改訂されたマスタープラン (MP 計画図書)と理解しております。一方、プレ F/S については、成果品としての報告書作成の指示がございません。</p> <p>プレ FS レポートは 6)ファイナルレポートとは別に作成すると理解してよいでしょうか？また、その場合、提出部数等のご指示をいただきたく存じます。</p>	<p>5.業務の内容の業務項目をすべて満たす記載がなされたものを、ファイナルレポートとしています。プレ F/S もその一部となります。</p> <p>ただし、CP のレポートの活用しやすさなどの配慮から、別冊化することが望ましいと考える場合においては、プロポーザルにてご提案ください。</p>

以上